

平成28年度第3回いしかわ森林環境基金評価委員会の概要

1. 日 時：平成28年10月5日（水） 10:00～11:40
2. 場 所：石川県庁1109会議室
3. 出席状況：委員11名
4. 議 題：（1）近年の森林・林業を取り巻く諸課題への対応状況と今後の方向性について
（2）いしかわ森林環境基金事業の取組成果と今後の方向性
（中間取りまとめ（案））について
5. 委員会議事要旨（委員の主な意見等）

（1）近年の森林・林業を取り巻く諸課題への対応状況と今後の方向性について

- ・ 林業は、現状では「生業（なりわい）」として成立しておらず、森林の公益的機能の確保については公的資金に頼らざるを得ない状況であり、森林環境税の継続が必要である。
- ・ 森林環境税を継続することは賛成であるが、環境税により新たな課題への対応を行った後の見込みについて議論していく必要がある。
- ・ 林業という職業が魅力的なものとなり、山村の生活が豊かなものになるような政策を進める必要がある。
- ・ 県民の皆様にはしっかりと森林環境税の用途等を周知していく必要がある。
- ・ 間伐材で造られた遊具や椅子などの身近なものを、県民の目に見えるところに設置してPRをする取り組みなども進めるべき。

委員からの意見を踏まえた上で、手入れ不足人工林、放置竹林の拡大、里山林の荒廃による野生獣の出没という解消すべき課題について、森林環境税を継続して対応していく必要性があるという共通認識で合意。

（2）いしかわ森林環境基金事業の取組成果と今後の方向性（中間取りまとめ（案））について

- ・ 森林環境税は森林の公益的機能の維持増進という目的に立って活用される必要があり、中間取りまとめ（案）の内容は明確に整理されており、基本的に原案でよいと考える。新たな対策への対応についても、このように注意深く進めていけば良い。
- ・ 不在者の問題（相続により所有者の特定が困難となる等）の解決には国の方で立法措置を講ぜざるを得ないと考えられる。ただちにできるものではないが、国に対して働きかけを行っていく必要がある。
- ・ 放置竹林をはじめ、事業実施後のフォローアップをしっかりと行う必要がある。
- ・ 獣害対策では、獣害の専門家等によるサポートも検討する必要がある。
- ・ 森林所有者による森林整備の取り組みが進むような対策もソフト事業としてあるのではないかと思う。

平成 28 年度 第 3 回いしかわ森林環境基金評価委員会

日時 平成 28 年 10 月 5 日（水）10:00～

場所 県庁行政庁舎第 1109 会議室

1 開会

2 農林水産部長あいさつ

3 前回の評価委員会の議事概要について

（事務局） （資料 1 説明）

（委員長）ただ今の事務局からの説明について、ご意見、質問等を伺いたい。特にございませんか。前回の内容は大体こんな感じであったかと思われる。それでは、次第に従い、1 番目の議事である「近年の森林・林業を取り巻く諸課題への対応状況と今後の方向性」について説明願う。

（事務局） （資料 2 説明）

（委員長）ただいまの事務局からの説明では、これまで委員会で検討してきました 3 点の課題、第 1 点の手入れ不足人工林に対する課題、第 2 点の放置竹林の拡大という課題、第 3 点の里山林の荒廃によって野生獣が出没するという課題については、採算性の問題から経済活動を通じてはなかなか解決できないため、森林環境税を活用していかなければならない課題ではないかということであるが、委員皆様の意見を伺いたい。

（委員）今までに何回か報告してきたが、林業は「生業（なりわい）」として成立せず、山林所有者には余力も残っておらず、公益的機能の確保については森林環境税に頼らざるを得ない状況であり、是非とも森林環境税の継続をお願いしたいと思う。

（委員）第 1 期、2 期で今まで間伐してきた不足部分が残っている。また、新たに整備しなくてはならない人工林もある。竹林やクマ、イノシシ等の課題がある。

さらに不在者の問題もある中でこれまで 2 回に渡って議論されてきた点が集約されていると思う。

（委員）資料 2 にまとまっている通りである。結論的に言うと、個人の自助努力では無理であり、何らかの形で森林環境税をこれまで通り続けることは賛成である。ただ、これま

で通りではなく、現状が良くなる見込みがあるのかということを見ると新たな課題は大変なものであり、第3期にやるとしたら、これだけお金を投入したらこうなるだろうという見込みをしっかりと示してもらいたい。面積だけではなく、例えば、放置竹林はどうなのか、また、野生獣の問題については、これから大変な事になることが確実視されており、環境部の方でも対応しているが、なかなかコントロールできない状況であり、どんな見込みがあるのかについてこれから議論すべきであると思う。

(委員) 委員が言われたように、森林環境税は大切であり、いろいろな面で続けていってもらえれば皆さんも安心かと思う。

野生獣の問題については、皆さん頭を悩ませているのではないかと思うが、これについて検討していく必要があると思っている。

(委員長) この点については他部局と連携してということですね。

(委員) そうですね。

(委員) 個人の自助努力では山林の手入れが追いつかず、また、山林所有者には余力も残っていないということで、継続していくことが必要であると思われる。

(委員) 1期、2期と、森林環境税の事業で手入れ不足人工林の整備がかなり進んだという中で、路網整備によって利用間伐により手入れ不足人工林の整備が期待以上に進んだと思われる。

まだ整備すべき箇所が残っているということであれば事業を継続していくということは税を納める立場としてやむを得ないであろうと思われるが、森林環境税で対応する対象範囲が広がっているので、県民に分かり易く説明していくべきである。

(委員) 日本の山林は世界に誇るべき資源であり財産だと思うのだが、戦後の政策の貧困さが今のここに痛切にきていると感じている。

森林環境税によって少しでも改善できるところから手を入れていってもらっているのだが、林業という職業が魅力的なものとなり、山村の生活が豊かなものになるような政策を、政治のもとから進めてもらいたい。

もちろん環境税についてはこのまま継続すべきと思っている。

(委員) 林業の方々の余力がなく森林環境税に頼らざるを得ないのであれば、委員の意見にもあるとおり、いろいろな所に手を広げたいという気持ちも分かるが、どのような見込みでどういう事ができるのかを明確にしていくことが必要である。それにより、しっかり

とした対策がでてくるのではないかと思う。

(委員) 林業に携わっている方々は、他のところで収益を得て、その金を山につぎ込んでいる状況であり、林業は生業として成り立っていないのが現実であると思われる。しかし、間伐など必要に迫られている訳で、森林環境税を利用してしっかりと手入れしていく上で、県民共有の財産であるという意識を持って頂くために、県民の皆様にとしっかりと森林環境税の意味を周知して、その用途を説明していく必要がある。

(委員) 森林環境税の導入は賛成である。また、県民の協力する意識を高めていくためにも、林業者のパワーの源である収入源の向上が必要であると考え。森林環境税を導入しながら、次の段階は産業につなげていくという方向付けも必要ではないかと思う。

金沢特有の食文化を全国に発信していく取組としてタケノコを活用することも考えられる。また、竹細工も金沢は有名であるし、建築資材として利用することなどにより産業に繋げていけばパワーがつくのではないかと思う。また、イベントなどでも地元の炭をみんなに使ってもらうことも大切である。

森林環境税のソフト面でも、まだまだPRが足りない。間伐材をいろいろな県民の目に見えるところで遊具なり椅子なり身近なものでPRをもっと進めるべきであると思う。

(委員長) 皆様の意見を集約すると、基本的には引き続き環境税で対応していかなくてはならない課題があるという認識はいただけたのかと思う。

更に、それによってどのような見込みがあるのか検討する必要がある。県民に対して十分説明していく努力が必要である。さらには、産業としての林業にまで成長していくことが望ましいという意見もあったが、引き続き森林環境税により対応していく必要性があるという共通の認識ができたということによろしいか。

(委員全員同意)

それでは、委員各位のご了承が得られたので、次に進ませていただく。

私の方から、委員会として新たな課題について森林環境税で対応する必要があるとの意見がまとまった場合、対策の方向性についてさらなる検討を進めるために資料を準備いただくよう事務局に依頼していたが、資料はあるか。

(事務局) (資料配付)

(事務局) 資料を配布している最中だが、今、委員からいろいろなご指摘を頂いたことについて回答させていただく。

林業施策の充実には林業行政の一番の課題であるが、特に、戦後植林をした人工林が成熟期を迎えるということで、間伐だけではなく主伐も進めていかねばならないということである。昨年、本県で開催した66回全国植樹祭においても森林資源の利活用という新しいテーマを掲げた訳であるし、表裏一体ではあるが公益的機能の部分とは別に林業施策の充実を引き続き進めていかなければならないと思っている。

森林環境税を使った取組についてのPRが足りないという指摘はその通りであり、我々も県民の皆様が目に見える形できちんとお伝えしていく必要があると思っているところである。

獣害の話については、指摘があったように、部局連携して、捕獲や駆除などと組み合わせせてやっていく必要があるし、その一つの手法として里山林への出没を防ぐための手段として整備するものである。それぞれがばらばらにやるのではなく、森林の側として何ができるかをよく検討しながら進めていきたいと思っている。

(委員長) 資料が配付されたようなので、事務局の方から「いしかわ森林環境基金事業による新たな課題への対策(案)」の説明を願う。

(事務局) (いしかわ森林環境基金事業による新たな課題への対策(案)説明)

(委員長) ただいまの事務局からのご説明に対して、ご意見をいただきたい。

(委員) 森林環境税は公益的機能の維持増進という目的に立って活用される必要があるが、先ほど部長が言われたとおり、林業政策としては、例えば里山の路面工事は他の対策費で、そして森林の公益的機能の側面では森林環境税を使用していくということが明確に説明されている。

森林環境税を使用することについて、この様に注意深く進めていけばよいと思うし、この案でよいと考える。

(委員長) ほかに意見があるか。

それでは、議事2として、「いしかわ森林環境基金事業の取組成果と今後の方向性(中間取りまとめ(案))」につきまして事務局より説明を願う。

(事務局) (「いしかわ森林環境基金事業の取組成果と今後の方向性(中間取りまとめ(案))」説明)

(委員長) 報告書の中間取りまとめについて説明いただいた。

皆様のご質問、ご意見をいただきたい。

(委員) 27 ページのなお書きで、「事業実施後 20 年間は、転用等の禁止の義務付けを適用する」とあるが、これは契約書等を交わすということか。

(事務局) 事業実施後 20 年間の転用等の禁止については、事業を実施する際に、県、市町、森林所有者の 3 者で協定を結んでおり、その中の条項で示しているもの。

(委員) そうすると、不在者の整理負担の問題があつて、森林所有者は分かっていても自分ではやらないといった人ともそういう契約を交わすことになる。

以前も申したが、これからは、整理負担のある不在者の問題が大きくなってきている。

今、街づくりでも不在住宅の活用を各自治体が進めており、待機児童の解消のために空き家を活用するなどの取り組みも進んでいるが、まったくこれと同じような問題だと思う。

多くの県で森林環境税が施行されて同じような悩みを持っていると思う。山林所有者が承諾するとしても、その所有者が分かるうちに契約を取り交わして整備するのと、所有者が亡くなってから契約を取り交わすのでは大きく違ってくる。どんどん相続人が増えていき、それを放置すれば放置するほど時間と手間がかかるようになり、県の職員が掛かりきりになっても解消しないような事態になってくると思う。

これらの問題の解決には国の方で立法措置を講ぜざるを得ないと考える。

そのため、各県から国に対して働きかけを行うことが必要と思うし、どの森林が所有者が亡くなって相続人となっているかの調査についても着手する必要があると思う。

(事務局) 確かにこの問題に関しては国の方でも懸念しているところであるが、空き家対策までの取り組みができていない状況だと聞いている。

林野庁としても何らかの対策が必要と認識しており、対応を検討しているが、法整備にまでは至っていない状況である。

(委員) 公共事業による所有権の制限については、憲法と民法の規定はある。

ただ、一般条項なので、それでただちに制限できるものではない。

なので、やはり法律を制定してやらざるを得ないだろうということに対して、働きかけや、そういった場での発言をするようにということ。

(事務局) 何らかの対策をしないといけないということは各県共通の問題として持っており、常々発言はさせていただいている。

今後も引き続き働きかけていこうと考えている。

(事務局) 今ご指摘があつたとおり、各県の状況もよく調べて連携を取って声を上げてい

く必要があると考えている。

現在問題となっている 1,000ha は所有者等については把握している状況であるが、当面の話であり、将来的な懸念はあるわけなので、そういうところも含めてきちんと対応していかなければいけないと考えている。

(委員長) 少し心配しているのは、実施後しっかりとフォローアップできるかという点だが。

(委員) これから 5 年間、森林環境税で整備をしていくと、概ねその半分以上が竹林対策となる。

水源かん養と山地災害防止機能が高い森林で重点的に対応していくということだが、5 年後に石川県の山の竹については、どのような状況になっているのか想像がつかない。5 年後のイメージはどのような状況か。だいたい征伐できているのか。または、なおさら増えていっているのか。現状維持か。

(事務局) 今、具体のデータは持ち合わせていないが、拡大する面積よりは、除去する面積の方が明らかに多くなるとは考えている。

放置竹林 2,500ha のうち 5 年間で 600ha ということで、概ね 2 割 5 分の除去には繋がると考えている。

(委員) 私が心配しているのは、除去した後も小さい竹が生えてくるので、5 年たったらまた竹が繁茂しているということでは問題である。

そうならないよう対応を願う。

(事務局) 再生竹の刈り払い等も実施することとしており、また、刈り払い以外の方法も開発されつつある状況であり、それらも考慮しながら再繁茂しないように対策をしていきたい。

(委員長) これまで整備した個所は、2 年の刈り払い後、どのような状況か。

(事務局) 基本的には除去できていると認識しているが、引き続き調査をしながら、今後の対策にしっかり活かしていきたい。

(委員長) フォローアップをしっかりとっていただければと思う。

(委員) 初めの方の報告書の中で、9 ページから 12 ページあたりについて、間伐をすると

どういうふうな森林の回復があるかという説明についてはその通りだと思う。このように取りまとめられたのはよいことであり、これからもモニタリングを続けて欲しいと思うのだが、次に効果のところ、12 ページの3のところ、安定的な雇用の確保とあるが、森林環境税をつぎ込んでいろんな施業をしたり、道から遠いところにあり伐採した木は使えないのだが、3で書いてあるような森林環境税のこのような効果、安定的な雇用の確保というこれだけしか書いていない、これは少なすぎるのではないかと思う。

これまで5年間の施業でいろいろなことが起こってきていると思うのだが、間伐した材を使えないというのかもしれないが、実際には施業に関わる方々においては、様々改善したことがあるのではないかと思う。前も申し上げたような気がするが、ここをもう少し工夫して検討、分析してもらった方がいいのではないかと思う。

もう一つは、森づくり活動のことであるが、13 ページから 20 ページまで長く書いてあるが、これは基本的にはボランティアとか、イベントとか環境学習などについて書いてあるが、ソフト事業を考えたときには、こういう活動だけではなくもっと違う種類のソフト事業がいろいろあると思う。それをもう少し考えていただいた方がいいと思う。例えば、この森林環境税を活用するかは別として、獣害などを防いでいこうとすると、いろいろな人材が要る。実際素人がわなを掛けてもあまり獲れないし、集落監視（獣害の見回り）のようなこと、それも村の人だけでなく、そのようなことをサポートしていく人材がいる。ソフト事業の中身の種類によっては、ここに書いてあるようにボランティア、イベント以外のことも、もっともっと枠を広げて検討されたらいいのではないかと思う。

それから、森林所有者の自助努力には限界があるというのはその通りだと思う。そのような状況で森林環境税は継続したらよいと思うのだが、おそらく納税者になると、趣旨はわかるが森林所有者が何もしなくていいということではないと思う。しかも森林所有者にもいろんなことをされている方はいると思う。そういう点でどういうやり方で森林所有者をエンカレッジ（勇気づける）していくか、こういうこともソフト事業であるのではないかと思う。

（事務局）

今ほどいただいた雇用関係、ハード事業の効果、施業にかかる効果の分析、それとソフト事業について広げる必要があるかという件については、今後引き続き検討させていただきたいと思う。

特に獣害対策、緩衝帯の整備については、後年度その状況を維持していくということが非常に大切なこととなるので、どういうことができるかを含めて考えさせていただきたい。

（委員長） この報告書の中に項目をあげておいたほうがいいということか。

（委員） そうだが、どういう項目かということについては、また相談した方がいいかと思う。

今、はっきりとした考えがあるわけではない。

(委員長) 事務局として検討していただき、委員の意見も聞いていただきたい。

(事務局) 今のご指摘であるが、前半の方については、1期、2期での評価であり、ご指摘を踏まえて今後の取り組みの中で取り込むかを検討させていただきたい。

(委員長) 5章、6章あたりに書き込んでいただき、委員と相談願う。

報告書の内容については、基本的には原案でよいと考えるが、委員の意見を反映した上で、私の方で確認させていただき、本委員会の間取りまとめとすることよろしいか。

(委員全員同意)

それでは、事務局にお返りする。

以上